

令和6年6月市議会 環境経済委員会資料

請願第2号

「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願について

【目次】

【ページ】

- 1 長崎県の最低賃金 及び 令和5年度 地域別最低賃金 答申状況 …… 2～4

経 済 産 業 部

令 和 6 年 6 月

長崎県の最低賃金

長崎県
最低賃金

1時間 **898円**
効力発生日 令和5年10月13日

長崎県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む）とその使用者に適用されます。
※令和5年10月12日までは853円

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



特定最低賃金

はん用機械器具、生産用機械器具製造業

〔令和5年10月12日までは875円
効力発生日 令和元年12月7日〕

電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業

〔令和5年10月12日までは864円
効力発生日 令和3年12月29日〕

船舶製造・修理業、船用機関製造業

〔令和5年10月12日までは875円
効力発生日 令和元年11月29日〕

左記の業種については、令和5年度は改正がありませんでした。このため、
令和5年10月13日以降は長崎県最低賃金898円が適用されます。

※ 最低賃金には次の手当は算入されません。
精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外手当等割増賃金、賞与、臨時の賃金

最低賃金に関するお問い合わせは
厚生労働省長崎労働局労働基準部賃金室
☎ 095-801-0033
または最寄りの労働基準監督署へ

最低賃金に関する特設サイト



令和5年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】（※1）	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日（※2）
北海道	B	40	960（ 920 ）	40		2023年 10月1日
青 森	C	39	898（ 853 ）	45	+6	2023年 10月7日
岩 手	C	39	893（ 854 ）	39		2023年 10月4日
宮 城	B	40	923（ 883 ）	40		2023年 10月1日
秋 田	C	39	897（ 853 ）	44	+5	2023年 10月1日
山 形	C	39	900（ 854 ）	46	+7	2023年 10月14日
福 島	B	40	900（ 858 ）	42	+2	2023年 10月1日
茨 城	B	40	953（ 911 ）	42	+2	2023年 10月1日
栃 木	B	40	954（ 913 ）	41	+1	2023年 10月1日
群 馬	B	40	935（ 895 ）	40		2023年 10月5日
埼 玉	A	41	1028（ 987 ）	41		2023年 10月1日
千 葉	A	41	1026（ 984 ）	42	+1	2023年 10月1日
東 京	A	41	1113（ 1072 ）	41		2023年 10月1日
神奈川	A	41	1112（ 1071 ）	41		2023年 10月1日
新 潟	B	40	931（ 890 ）	41	+1	2023年 10月1日
富 山	B	40	948（ 908 ）	40		2023年 10月1日
石 川	B	40	933（ 891 ）	42	+2	2023年 10月4日
福 井	B	40	931（ 888 ）	43	+3	2023年 10月1日
山 梨	B	40	938（ 898 ）	40		2023年 10月1日
長 野	B	40	948（ 908 ）	40		2023年 10月1日
岐 阜	B	40	950（ 910 ）	40		2023年 10月1日
静 岡	B	40	984（ 944 ）	40		2023年 10月1日
愛 知	A	41	1027（ 986 ）	41		2023年 10月1日
三 重	B	40	973（ 933 ）	40		2023年 10月1日
滋 賀	B	40	967（ 927 ）	40		2023年 10月1日

令和5年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】（※1）	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日（※2）
京 都	B	40	1008 (968)	40		2023年 10月6日
大 阪	A	41	1064 (1023)	41		2023年 10月1日
兵 庫	B	40	1001 (960)	41	+1	2023年 10月1日
奈 良	B	40	936 (896)	40		2023年 10月1日
和歌山	B	40	929 (889)	40		2023年 10月1日
鳥 取	C	39	900 (854)	46	+7	2023年 10月5日
島 根	B	40	904 (857)	47	+7	2023年 10月6日
岡 山	B	40	932 (892)	40		2023年 10月1日
広 島	B	40	970 (930)	40		2023年 10月1日
山 口	B	40	928 (888)	40		2023年 10月1日
徳 島	B	40	896 (855)	41	+1	2023年 10月1日
香 川	B	40	918 (878)	40		2023年 10月1日
愛 媛	B	40	897 (853)	44	+4	2023年 10月6日
高 知	C	39	897 (853)	44	+5	2023年 10月8日
福 岡	B	40	941 (900)	41	+1	2023年 10月6日
佐 賀	C	39	900 (853)	47	+8	2023年 10月14日
長 崎	C	39	898 (853)	45	+6	2023年 10月13日
熊 本	C	39	898 (853)	45	+6	2023年 10月8日
大 分	C	39	899 (854)	45	+6	2023年 10月6日
宮 崎	C	39	897 (853)	44	+5	2023年 10月6日
鹿児島	C	39	897 (853)	44	+5	2023年 10月6日
沖 縄	C	39	896 (853)	43	+4	2023年 10月8日
全国加重平均			1004 (961)	43		-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

※3 経済センサス（旧：事業所・企業統計調査）等の調査結果に基づいて、全国加重平均額の算定に用いる都道府県別の適用労働者数の更新を行っており、今年度の全国加重平均額の引上げ額には、労働者数の更新による影響分（1円）が含まれている